

In depth

A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

September 2014

No. INT 2014-08

IFRS 第 11 号の詳細解説

共同支配事業の測定: 行間を読む

要点

共同支配事業 (joint operation: JO) の測定は、国際財務報告基準 (IFRS) 第 11 号「共同支配の取決め」においてはほとんど扱われておらず、そのため、実務において会計処理の不統一がみられます。本資料では、共同支配事業の測定に関するいくつかの共通する論点に触れ、現行のガイダンスのもとで見られた測定アプローチについて検討します。

また本資料では、投資者が事業に該当する共同支配事業に対する持分を取得した取引について IFRS 第 3 号「企業結合」の会計処理を適用することを要求する IFRS 第 11 号に対する最近の修正も扱っています。この新たなガイダンスは、2016 年 1 月より強制適用され、適用日より前については会計方針の選択ができます。また、各取決めに対して首尾一貫して適用しなければなりません。

会計処理の不統一の原因

IFRS 第 11 号のガイダンスは、主に共同支配の取決めの分類に焦点を当てており、共同支配の定義および共同支配の取決めの種類を示しています。また、分類の判定を支援するため、数ページにわたり適用指針と多様な設例を提供しています。

当該ガイダンスは、共同支配の取決めの認識や測定にはそれほど重点を置いていません。共同支配企業は、持分法で会計処理され、国際会計基準 (IAS) 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に従うことになるため (IFRS 第 11 号第 24 項)、IFRS 第 11 号において認識や測定のガイダンスを追加する必要がなくなっています。

共同支配事業には、他の基準との類似の直接的な関係はありません。その代わりに、IFRS 第 11 号は、広範な原則を示しています。投資者は共同支配事業に対する持分に係る資産、負債、収益および費用を、適切な IFRS に従って認識しなければならないという原則です (IFRS 第 11 号 20 項、21 項)。この原則の適用については、以下のようないくつかの重要な疑問が提起されています。

- どのように投資者の「持分」を決定するか
- どの IFRS を適用するか
- 各共同支配事業に対して唯一の「正しい」会計処理方法はあるか

IFRS 第 11 号は、これらの疑問に答える追加的な適用指針または詳細な設例を示していません。実際、共同支配事業に係る具体的な測定ガイダンスは、アップストリーム取引およびダウンストリーム取引における投資者の利得または損失の認識に関するもののみです (IFRS 第 11 号 B34 項)。さらに、そのガイダンスでさえも解釈の余地が残されています。

本資料では、以下数ページにわたり IFRS 第 11 号の「行間」を読み、共同支配事業の測定に関する考察を示し、さらに実務で見られる取扱いについて分析します。

In depth 1

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

目次

要点	1
自身の適切な持分の決定	2
持分の取得	4
事業か否かが重要な問題となる	5
特別編—	
支配獲得時にすべきこと	7
付録—設例	8

本資料は、共同支配事業の測定に関する考察を提供することを目的としています。それぞれの取決めは固有の事実や状況を表しており、個別に評価する必要があります。また、本資料におけるいかなる内容も、会計基準または規制上の要求事項に優先するものではありません。

自身の適切な持分の決定

共同支配事業の測定の最初のステップは、「何を測定すべきか」を決定することです。

法的な分離が生じない場合

以下のような、別個のビークルに含まれない共同支配事業、または法的な分離が生じない構造における共同支配事業では、通常、「何を測定すべきか」を決定するのは容易です。

- 投資者が、自らの資産に対する権利を有し、自らの負債に対する義務を負う。
- 収益および費用が、直接投資者に帰属するか、または投資水準に基づき共有される。

共同支配事業を決定する条件(例えば、契約または一般的なパートナーシップの取決め)は、たいていの場合、上記の点を定めているか、または、法的な帰属を既定値として定めています。会計上、これに従って認識を行い、認識した各項目について投資者は適切な IFRS を適用することになります(有形固定資産であれば IAS 第 16 号、収益であれば IAS 第 18 号、企業結合であれば IFRS 第 3 号を適用するなど)。

実務からの考察

取決めが複雑になれば、「何を測定すべきか」の決定もより難しくなります。しかし、複雑な契約や曖昧な契約条件は、取決めにおけるより根本的な問題を生じさせる傾向にあることが分かりました。例えば、本当に共同支配は成立しているのか、どの資産が法的に取決めの一部なのか、また、どの投資者が特定の負債に対して法的責任を有しているのか等が問題となります。「何を測定すべきか」(そして潜在的には、どのように測定すべきか)を正確に決定するには、まずこれらの問題を解決しなければなりません。

法的な分離を伴うビークルの場合

共同支配事業が法的な分離を生じさせるビークルに含まれている場合、すなわち、別個に識別可能な財務構造が、その法的形態によって、投資者と共同支配の取決めの資産/負債の間に法的な分離を生じさせる場合、「何を測定すべきか」の決定はさらに複雑になります。

有限責任会社(LLC)とリミテッド・パートナーシップ(LP)では、この種の法的な分離が生じる可能性があります。以下、本資料では、この種の法的形態を表すものとして有限責任会社の用語を用いて説明します。ただし、適用される国・地域において投資者と取決めの間に類似の分離が生じる法的形態は、どれも検討する必要があります。

有限責任会社として組成された取決めに共同支配事業に分類することは、法的な分離を生じさせる法的形態が、投資者間の契約条件、または「その他の事実および状況」の評価のいずれかによって覆されていることを示します。いずれの要因による場合でも、「何を測定すべきか」の決定は複雑になる可能性があります。

有限責任会社という法的形態から生じた権利を、契約上の取決めの利用によって覆すことにはかなりの困難が伴います。このような場合の契約には、特定の資産に対する直接の権利や特定の負債に対する直接の義務をどの投資者が有するかを明記した十分な詳細が含まれていることが予想されます。しかし投資者は、契約に明記されていない項目については「自身の持分」が明確でない可能性があります。

「その他の事実および状況」に基づく共同支配事業の分類の場合には、さらに混乱が生じる可能性があります。例えば、投資者がその所有持分とは異なる割合で、共同支配事業からの産出物の実質的にすべてを取得する拘束力のある義務を有する場合の取決めに考えます。

このような取決めとその基礎にある経済性を忠実に表現するには、重要な判断が必要になるでしょう。実務上、企業は、以下のすべてに基づいて、(契約または法的な取決めに明記されていない範囲において)自らの「持分」を定義する可能性があります。

- 取得する産出物の金額(通常、比率による)
- 所有割合
- 議決権割合(所有割合と異なる場合)
- 収益または利益の分配(契約で上記と異なる他の比率が定められている場合)

場合によっては、契約条件に基づき上記の項目を組み合わせることが最適となる可能性もあります。例えば、収益や費用は契約上の取決めにより分割し、資産や負債の割合は、所有割合によるといった組合せです。

さらに、次のような場合にも複雑性が存在する可能性があります。単一の取決めにおいて、各投資者が非対称な権利またはエクスポージャーを有するために、投資者間で異なる分類を決定する場合があります。例えば、投資者 2 社の間で典型的なリミテッド・パートナーシップ構造が用いられる場合を考えます。投資者の一方がジェネラル・パートナーで、他方がリミテッド・パートナーであり、共同支配が存在すると仮定します。IFRS 第 11 号は権利および義務に焦点を当てていることから、ジェネラル・パートナーは当該取決めを共同支配事業 (JO) として分類し、一方、リミテッド・パートナーはエクスポージャーの範囲が狭いことからそれを共同支配企業 (JV) として分類する可能性があります。このような分類の相違が生じるのは稀であり、契約条件から明らかなはずですが、それが生じた場合には、投資者 2 社による測定は比較可能なものとはならないでしょう。

実務からの考察

判断は類似するすべての取引に対して首尾一貫して適用しなければなりません。類似の事案には、類似の結果が導かれることになるはずですが、

設例—投資者が産出物のすべてを取得することが義務づけられている場合

事例

SlowGo 社と StopCo 社は、自動車のブレーキ部品(ローターやブレーキパッド等)に特化した自動車部品のサプライヤーです。両社はそれぞれ、特注のブレーキパッドを製造する新しい共同支配の有限責任会社(LLC)に現金を拠出しています。この取決めによって両社はその技術を組み合わせることができ、単独では実現できなかったであろう規模の経済を実現できます。

株主契約では、投資者に対して産出物の 100%を見積市場価格で取得することを要求しているため、この取決めは共同支配事業として分類されます。具体的には SlowGo 社が年間産出高の 60%、StopCo 社が 40%を取得することを要求しています。利益は所有の水準(50 対 50)に基づいて分けられます。

質問

共同支配事業に対する SlowGo 社の持分にはいずれを用いるべきでしょうか。

解説

状況によって異なります。産出物の割合または所有の水準が取引をより適切に表すかどうかの判定には、さらに多くの情報が必要です。所有持分と産出物の水準が相違している理由を検討する必要があります。例えば、以下のようなものです。

1. なぜ投資者は産出物のすべてを取得することが要求されているのか
2. 一方の投資者は他方の投資者よりも多くの初期資本または資産を拠出したか
3. 取得する産出物の割合は期間にわたって変化するか

追加の事実

SlowGo 社と StopCo 社は、共に強固な流通網を有しており、有限責任会社に新たなプロセスを構築せずに効果的にレバレッジを利かせることができるため、産出物のすべてを取得することに合意しました。両社は、それぞれ同額で出資しています。また、両社は、現在の流通網をベースに、比例的でない割合の産出物を取得することに合意しました。ただし、産出物の割合については毎年調整することができます。

すべての購入は見積市場価格で行われ、有限責任会社に市場ベースの利益をもたらします。

解説

すべての事実から、各当事者は、当該取決めに対して5割の持分を有している(所有および経済性は均等に共有されている)と考えられます。

持分の取得

共同支配事業に対する持分の取得を会計処理する上で主要な課題となるのは、取引の性質です。投資者は、共同支配事業に対する持分を取得するために支払ないし拠出を行います(資産、負債、収益、および費用の比例的な持分に対する現金支払など)。一般的な取引の例としては以下があります。

- 契約上の取決めに対する持分または企業の株式の取得に係る現金支払(すなわち、出資または株式の購入)
- 資産の拠出(契約に基づくもの、または出資としての拠出)
- 共同で支配している事業に対する不可分の持分の取得

このような取引の会計処理には、多様な方法があり得るものの、実際にはガイダンスによってかなり制限されています。すなわち、資産および負債のグループに対して対価が支払われる場合には、指針となる原則は資産の取得か企業結合かのいずれかに基づくことになります。

共同支配事業の性質および持分の性質は、いずれのアプローチを適用するかに影響します(次のセクションを参照)。例えば、共同支配事業がIFRS第3号における事業に該当するかどうか(共同支配事業の性質)は、企業結合の原則の適用可能性を示すことになります(すなわち、事業に該当しない取決めに対してはIFRS第3号を適用できません)。同様に、探査用資産に対する不可分の持分(持分の性質)は、当該資産が将来には事業になると見込まれる場合でも、資産の取得として会計処理することが要求されます。

以降のセクションでは、いくつかの主要な検討事項について詳細に見ていきます。まず下表では、2つの会計処理のアプローチをまとめています。

	資産の取得	企業結合
資産および負債	支払対価を取得した資産に配分し、投資者は引き受けた負債の持分を認識	取得した資産および負債の公正価値(投資者の持分に基づく)
繰延税金	IAS第12号の当初認識の除外規定を適用(通常、繰延税金は認識されない)	IFRS第3号に従って認識(かなりの額の繰延税金が発生する可能性がある)
のれん	認識されない	IFRS第3号に従って認識
偶発負債	取引価格や資産評価に影響を与える可能性があるが、認識されない	IFRS第3号に従って認識
取引コスト	資産の取得原価の一部を構成	当期に費用処理
その他		IFRS第3号の他のすべての原則が適用される(IFRS第11号に相反するとみなされる場合を除く)

事業か否かが重要な問題となる

持分取得時の投資者の会計処理では、共同支配事業の性質が重要な要素となります。

事業に該当しない場合

事業に該当しない共同支配事業に対する持分の取得の会計処理は明確です。この取引は資産の取得になります。事業が存在していないため、企業結合の会計処理の原則は適用できません。対価の形態（現金か資産か等）や取引の種類（例えば、共同支配事業の形成時の当初持分、追加持分の取得、第三者としての株式取得）にかかわらず、事業に該当しない場合のすべての取引に同じ会計処理が適用されるため、適用の首尾一貫性は容易に達成されます。

設例－事業に該当しない場合

事例

投資者 2 社 (CrudeCo 社と PetroliCo 社) は、石油の探査とその結果生じる生産を行うために無限責任のパートナーシップによる共同支配の取決めを行っています。このパートナーシップは探査の初期段階にあり、そのため、探査ライセンスという単独資産を保有しています。さらに、CrudeCo 社は、次の事項に留意しています。

- a. パートナーシップによって取得するライセンスの公正価値は C150 である。
- b. CrudeCo 社は、パートナーシップに対する持分について C90 の現金を拠出しており、C10 の取引コストを負担した。

CrudeCo 社はこの取決めについて分析し、次のように判断していると仮定します。

- (i) 共同支配は明確に設定されており、共同支配事業の分類は適切である。
- (ii) パートナーシップは IFRS 第 3 号における事業に該当しない。

質問

CrudeCo 社は、パートナーシップに対する持分の取得をどのように会計処理しますか。

解説

CrudeCo 社は、ライセンスに対する持分の 50% を支払った金額 (C100 = 拠出額 + 取引コスト) で無形資産として計上します。繰延税金またはのれんは認識されません。

事業に該当する場合

事業に該当する共同支配事業に対する持分の取得の会計処理は、(事業に該当しない場合ほどには) 明確ではありません。この取引は、一方の当事者による事業の支配の獲得にはならないため、企業結合の定義を満たしません。他方、その他すべての事業の重要な持分の取得では、何らかの形で企業結合の原則の適用が要求されます (例えば、持分法投資を行う場合にも、名目上の取得原価配分が行われます)。したがって、資産取得の会計処理の適用は、類似の取引に関する既存のガイダンスから離れてしまうことになるようにみえます。

IFRS 第 11 号の現行のガイダンスは、上記の点について追加的な明確化や解釈の提供を行っておらず、実務における会計処理の不統一が生じています。

実務からの考察

このような取引の会計処理は、資産取得の会計処理を厳格に適用している場合や企業結合の原則を幅広く適用している場合などさまざまです。しかしながら、IFRS 第 3 号のすべての要求事項を適用しているケースはほとんど見られません。

いくつかの業種では、のれんを最小化しつつ一部の繰延税金を認識するといった複合的な適用が行われています(それらは、IFRS 第 3 号の完全な会計処理で見られるものではありません)。取引コストは支払対価に含められ、偶発負債は認識される場合もあれば認識されない場合もあります。

現行のガイダンスの欠如は、会計方針の選択が可能であることを意味します。したがって、本改訂が 2016 年 1 月より適用されるまでは、現行のガイダンスのもとで資産取得の会計処理と IFRS 第 3 号の要求事項を適用することが容認されます。

追加持分

特定の共同支配事業が事業に該当するか否かの判定は、投資者による持分の取得ごとに行わなければなりません。共同支配事業の性質が同じと仮定する場合、単一の共同支配事業とのすべての取引に同じ会計処理のアプローチを適用する必要があります。

過去に保有していた共同支配事業に対する持分は、共同支配事業が事業に該当するか否かにかかわらず、追加の持分の取得時に再測定はされません(共同支配が維持されていると仮定)。

実務からの考察

実務において、共同支配事業に対する過去の持分を再測定するケースは見られませんでした。

過去に保有していた事業の資本持分を再測定する要求事項は、投資者が事業の支配を獲得する取引にのみ適用されます。IFRS のガイダンスは、支配のレベル(すなわち、支配、共同支配、または重要な影響力)が取引前後で同じままである場合、同様の再測定を認めていません。

例えば、IAS 第 28 号は、投資者がその持分を 30%から 40%に増加させたものの関連会社に対して重要な影響力を維持している場合には、再測定を認めていません。同様に、子会社に対する投資を増加させた場合には、支配が維持されていると仮定して、支配当事者はその持分を再測定しません。

このように、支配の獲得を伴わない、共同支配事業者による共同支配事業に対する追加の持分の取得は、過去に保有していた持分の再測定が正当化される重要な経済事象とみなされません。

IFRS 第 11 号の修正(2016 年 1 月より適用)

この新たなガイダンスは、特定の項目が IFRS 第 11 号のガイダンスと相反する場合を除き、IFRS 第 3 号におけるすべての企業結合の原則を適用することを要求しています。新たなガイダンスは、共同支配事業に対する追加持分の取得に加え、当初持分の取得にも適用されます。またこの修正は、追加持分の取得において共同支配が維持されている場合、共同支配事業に対する過去の持分の再測定を禁止しています。

IASB は 2014 年 5 月に、共同支配事業が(IFRS 第 3 号で定義される)事業に該当する場合の共同支配事業に対する持分の取得の会計処理に関する実務上の不統一に対処するため、IFRS 第 11 号の修正を公表しました。IASB は、共同支配事業が事業に該当する場合であっても、共同支配事業に対する持分の取得は企業結合の定義を満たさない(すなわち、単独の当事者による支配の獲得には該当しない)ことを認識していました。しかしながら IASB は、IFRS 第 3 号のアプローチにより、適用における首尾一貫性が増し、類似の取引に関する現行のガイダンス(例えば、事業に対する持分法投資に関して行われる名目上の取得原価配分など)と整合すると見込んでいます。

この修正は、2016 年 1 月に開始する事業年度に発生する取引に適用されます。当該修正は将来に向かって適用され、早期適用は認められます。本資料の発行日現在、当該修正は EU による承認を得ていません。

新たなガイダンスに関する考察

本修正により、これらの取引の会計処理にかかる労力とコストが増大する可能性があるため、早期適用する企業はほとんどないと考えられます。また本修正により、認識する繰延税金やのれんの金額も増加することになります。

新ガイダンスにより、「事業の定義」がより一層重視されることになるでしょう。「事業の定義」は、これらの共同支配事業の一部が最も一般的である業界(石油・ガス、鉱業、不動産等)で幅広く議論されてきたトピックです。

特別編—支配獲得時にすべきこと

「支配」と「共同支配」は互いに相容れない概念です。したがって、投資者が共同支配事業に対する支配を獲得する取引により共同支配の取決めは終了します。このため、当該取引はIFRS第11号の適用範囲に含まれません。しかしながら、これらの取引は実務において生じるものであり、その会計処理は、前述のいくつかのトピックに直接関係します。

注:以下の解説では、共同支配事業に対する支配を獲得する投資者が、取引直前まで共同支配事業者であったと仮定しています。

事業に該当しない場合

投資者が、事業に該当しない共同支配事業に対する支配を獲得する場合には、引き続き、資産取得の会計処理が用いられます。支払対価は、発生した直接取引コストとともに、関連する資産の取得原価として貸借対照表上で認識されます。

事業に該当する場合

企業結合は、投資者が事業の支配を獲得することと定義されています。この事業には、取引前に共同支配事業に含まれていた事業も含まれます。したがって、このような取引にはIFRS第3号のすべての原則が適用されます。

実務からの考察

事業に該当する共同支配事業の支配を獲得する取引について、IFRS第3号の適用はさまざまなものとなっています。

法人

事業が法人に含まれる場合には首尾一貫した適用が行われていることが分かりました。すべての資産および負債は公正価値で測定されます。繰延税金、のれん、偶発負債、変動対価、および、非支配持分については、適用可能な範囲ですべて認識されます。過去に保有していた資本持分は再測定され、その結果として利得または損失がある場合には純損益に計上されます。つまり、IFRS第3号のすべての要求事項が適用されます。

法人以外

事業が法人ではない場合(典型的には、契約によって創設された共同支配事業)には、IFRS第3号の一部の会計原則の適用に問題が生じるため、不統一が多くなることが見られました。例えば、一方の投資者が事業に対して保持している所有持分は、非支配持分の定義を満たさない可能性があります(例えば、他の投資者が資本持分を有していないが、所有持分を維持している場合等)。その結果、実務において会計処理の不統一が生じており、これらの取引の多くの会計処理は、以下のようにアプローチにばらつきがあります。

- (a) 資産/負債を、支配当事者の持分の範囲でのみ公正価値で認識する
- (b) 繰延税金およびのれんを、認識した資産および負債の金額に比例して認識する
- (c) 非支配持分(NCI)を認識しない
- (d) 過去に保有していた持分は、資本持分とはみなされない(すなわち、IFRS第3号第42項の要求事項を満たさない)と仮定して、再測定しない¹。

¹本資料の発行日現在、IFRS解釈指針委員会は、「法人ではない共同支配事業に対する支配を獲得した場合の、過去に保有していた持分の再測定」について追加的なガイダンスを公表することを検討していました。

付録一 設例

以下の設例は、共同支配事業に対する持分を取得する一般的な取引を説明するものです。各設例では、実務で見られるアプローチの仕訳例を示しています。

すべての設例では、次の基本的な事項を前提としています。

- 共同支配が存在し、共同支配事業の分類は適切である。
- 共同支配事業は IFRS 第 3 号における事業に該当する。
- パートナーシップは、投資者と取引の間の法的分離を生まない。
- 共同支配事業において以前の持分は保有されない。

設例 1－現金支払

事例

A 社は、パートナーシップの設立時にそれに対する 50% の所有持分について C200 を支払います。その際に C8 の取引コストが発生します。このパートナーシップ事業の識別可能な資産および負債の公正価値は C360 です。

解説

IFRS 第 11 号の修正の発効日前においては、A 社は、資産取得の会計処理と企業結合の原則のいずれかを適用することができます。両アプローチの仕訳例は以下のとおりです。

資産の取得

借方	共同支配事業資産(負債控除後)	208	
貸方	現金		208

企業結合*

借方	純資産の公正価値×50%(税効果考慮前)	180	
借方	のれん	20	
借方	費用－取引コスト	8	
貸方	現金		208

*注:IFRS 第 11 号は、比例連結の使用を禁止しています。しかしながら、一部の状況において、IFRS 第 11 号の測定原則の共同支配事業への適用は、当初認識に係る以前のモデルのもとでの比例連結と類似する結果となる可能性があります。それぞれの資産/負債に対して関連性のある IFRS を適用することは、その後の期間にこの整合性が維持される可能性が低くなることを意味します。

設例 2－資産の抛

事例

上記の設例 1 と同じ事案を想定します。ただし、A 社は現金の代わりに有形固定資産を抛出しているとします。抛出した資産の公正価値は C220 であり、A 社の帳簿価額は C200 です。

解説

共同支配事業に対する持分の認識は、設例 1 に類似しています。しかしながら、追加の要素として、資産の抛出時に認識された利得の金額を考慮しなければなりません。

この利得は、他の投資者の持分までに制限されています(IFRS 第 11 号 B34 項の適用)。両アプローチの仕訳例は以下のとおりです。

資産の取得

借方	共同支配事業資産(負債控除後)	218
貸方	現金(取引コスト)	8
貸方	有形固定資産	200
貸方	利得((公正価値－帳簿価額)×50%)	10

企業結合*

借方	純資産の公正価値×50%(税効果考慮前)	180
借方	のれん	30
借方	費用－取引コスト	8
貸方	現金	8
貸方	有形固定資産	200
貸方	利得((公正価値－帳簿価額)×50%)	10

より詳しい情報については、inform.pwc.com にアクセスいただくか、PwC の担当者までお問い合わせください。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.